

# 会議記録

会議名称		第12期（令和4・5年度）第3回杉並区男女共同参画推進区民懇談会
日時		令和5年3月29日（水） 午後6時30分～8時30分
会場		杉並区役所 分庁舎4階A・B会議室
出席者	委員	8名 村松委員、高畑委員、渡辺委員、秋谷委員、森川委員、近藤委員、三浦委員、久水委員 ※欠席者6名
	事務局	7名 区民生活部長、男女共同参画担当課長、男女共同・犯罪被害者支援係長、担当者4名
傍聴者		0名
配布資料		資料1 パブリックコメント意見全文（条例） 資料2 意見に対する区の考え方（条例） 資料3 条例骨子（修正後） 資料4 条例全文 資料5 パブリックコメント意見全文（制度） 資料6 意見に対する区の考え方（制度） 資料7 制度骨子（修正後） 参考資料1 広報チラシ 参考資料2 ゆうC a n 68号
会議次第		1 開会 2 議題 （1）性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例について （2）パートナーシップ制度について 3 連絡事項等 4 閉会
会議要旨		
1 開会		
○事務局	男女共同参画推進区民懇談会（以下「区民懇談会」）を公開とすること、会議録を作成し区公式ホームページで公開するため録音することについて、男女共同参画担当課長から説明。また、区民懇談会運営要綱第4条2項「懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適したものを選出する」との規定に基づき、学識経験者選出の村松委員に進行を依頼することとし、各委員が了承。	
2 議題（1）性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例及び（2）パートナーシップ制度について		
○事務局	条例及び制度について、男女共同参画担当課長から説明。	
○進行役	ただいまの説明について、ご意見やご質問があれば伺います。	
○委員	事実婚カップルはパートナーシップ制度の導入時点では対象外とするとのことですが、パブリックコメントでは「事実婚を対象外としたほうがよい」との意見が全体的には少ないと思います。そのようにした経緯について教えてください。	
○事務局	事実婚については、肯定的な意見が多い一方で、「議論が足りないのではないか」「事実婚については、性の多様性条例ではなく、別の条例で保護するべきではないか」等のご意見がありました。区としては、より多くの賛同を得て、令和5年4月から制度を運用していくべきとの考えから、制度導入時点においては事実婚カップルは対象外としたものです。	
○委員	事実婚カップルを対象に加えることについて、今後の進め方は決まっていないと理解してよろしいですか。	
○事務局	現時点では未定ですが、制度導入後の状況を見ながら、改めて多様な意見等を把握し、どのように制度を育てていくか考えていきます。	

- 委員 東京都パートナーシップ宣誓制度では事実婚カップルを対象としているのですか。
- 事務局 東京都は、双方又は一方が性的マイノリティのカップルを対象としており、事実婚カップルは対象としていません。都内自治体では、現在国立市や武蔵野市が対象にしています。
- 進行役 当初の区の家では、制度の対象に事実婚カップルが含まれており、先進的であると思っていたので、最終的に事実婚カップルが対象外となるのは残念に思う一方で、性の多様性条例によって事実婚を対象とすることは違和感があるという旨の意見も理解することができます。今後、何かしらの形で事実婚を制度の対象とできるとよいのではないかと思います。
- 委員 事実婚を制度の対象とすることで、民間企業も事実婚の方へ向けた取組を進めやすくなると思います。引き続き検討をお願いします。
- 委員 「性的マイノリティ」という言い方は、多数派からの言葉であり、「自分たちとは違う」という印象を強く感じます。性の多様性について、私たちも多様な性を持つ一人だと考えれば、今後制度の対象に事実婚を含めていくべきと思います。
- 委員 制度の届出件数はどのくらいを想定していますか。
- 事務局 他の区の届出状況から、年間40～50件程度の届出を想定しています。
- 委員 事実婚が制度の対象外となったことについて、「少しでも取組を進める」という面では一定の理解ができます。今後の方向性を教えてください。
- 事務局 然るべき時期に、多様な意見を聴く機会を設けるなどして、検討したいと考えておりますが、まずは制度を安定的に運用することに注力していきます。
- 進行役 外国籍の方も制度の対象となりますか。
- 事務局 国籍を問わず届出をすることが可能です。
- 進行役 住所要件について、片方が転勤になった場合等には、パートナーシップは解消となりますか。
- 進行役 住所要件については、単身赴任等で片方が区内在住でなくなる場合でも、5年以内に区内に戻ることが明らかな場合、パートナーシップを存続することを可能とする予定です。
- 進行役 国籍や住所要件等について、Q&A等で周知を行う必要があるのではないのでしょうか。
- 事務局 制度周知用の広報物を作成して、分かりやすく周知していきます。
- 委員 制度導入を契機に、区民理解の促進に力を入れていただきたいです。資料6に「レインボーガイドブックを作成・配布する」との記載がありますが、配布対象・配布先は決まっていますか？
- 事務局 レインボーガイドブックは、主に大人の区民、区内事業者を対象とする予定です。一つの冊子で、子どもから大人まで理解を促すことは難しいと考えていますが、子どもへの理解促進も重要であるため、子ども家庭部門や教育委員会とも連携しながら、検討していきたいと考えています。
- 委員 性の多様性についての関連書籍は図書館にも多くあるため、区の広報紙での啓発に合わせて図書館でフェアなどを行うと、子どもにも効果的な啓発活動となると考えます。
- 事務局 多世代の学びにつながるよう、中央図書館との連携も考えていきます。
- 委員 子ども向けの啓発物は、教材として使えるものを作ってほしいです。
- 事務局 区の職員・教職員向けの研修をオンデマンドで配信すること等により、職員の理解を深め、子どもたちの学びにつなげていきます。啓発物については、研修の場を通じて意見交換を行う等、教職員の方の視点も取り入れていく必要があると考えています。
- 委員 東京都労働相談情報センターでは、高校生・大学生にもわかりやすい啓発ができるよう、キャラクターを使用したチラシを作成する・短い動画を流す等、工夫して啓発物を作成しています。
- 事務局 教育委員会や現場の教職員の意見を聞いて、小学生・中学生・高校生・大学生向けに、世代別に冊子を作成するとよいと考えます。
- 進行役 条例関連予算はどれくらいありますか。

- 委員 レインボーガイドブックの作成、性的マイノリティ専門相談の委託費、パートナーシップ制度に係る諸経費等で約170万円を当初予算に計上しています。
- 進行役 性的マイノリティについての相談場所の準備は進んでいるのでしょうか。
- 事務局 毎月1回第2水曜日に、性的マイノリティに関する専門の相談員をお呼びし、相談をお受けします。その他の日にも、既に実施している一般相談等により、可能な範囲で対応します。
- 委員 「マイノリティ」という表現は、「多数派の人とは違う人」という印象を与えるため、「性的マイノリティ専門相談」を「性の多様性相談」という言い方へ変える等の検討が必要ではないでしょうか。
- 事務局 条例及び制度の創設に当たっては、区内の当事者団体の方々と複数回にわたり意見交換を行い、当事者団体の方からは、「性的マイノリティ」の表現に違和感がないとの声をいただいています。しかし、当事者団体の意見だけでなく、当事者以外の方からも多様な意見を聞き取り、まとめていくことが重要だと考えておりますので、そうした取組にも努めていきます。
- 委員 当事者の感覚も大事だと思いますが、性的マイノリティという表現が子どもたちに与える影響も考えていただきたいです。
- 委員 「性的マイノリティ」というよりも、「多様性」とした方がわかりやすく、よいと思います。
- 3 連絡事項等
- 事務局 次回の区民懇談会のスケジュール等について説明（省略）
- 4 閉会